

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による診療所等の廃止 ()
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示 (中小企業課)
- 土地改良区の役員のが就退任 (農村整備課)
- 保安林の指定の解除予定 (三件) (森林保全課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始 (収用委員会)

告 示

鳥取県告示第六百十二号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年八月一日
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町二丁目二九二―二二四	〃
医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三十七	〃
仲村医院	西伯郡岸本町大殿一〇八六	平成六年八月十五日
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目二五五	平成六年八月十六日
足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二―一四	平成六年八月十八日
伊達内科小児科医院	鳥取市桜谷三六七	平成六年八月二十三日
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	平成六年八月十五日

鳥取県告示第六百十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七八―三	平成六年七月一日
医療法人社団辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年七月十四日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年八月八日
老人保健施設やわらぎ	米子市西福原一五〇九	平成六年七月十五日

鳥取県告示第六百十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年六月三十日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七八―三	〃
足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二―一	平成六年七月三十一日
須山医院	米子市石井一〇七八	〃

鳥取県告示第六百十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
東京靴株式会社	シューズ愛ランド米子道笑町店	米子市道笑町四丁目九一―一外

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 藤 本 政 吉 西伯郡中山町殿河内七七六一―一
- 〃 吉 谷 正 西伯郡中山町下市八四四―一二
- 〃 浜 田 竹 一 西伯郡中山町殿河内七七六一―二五
- 〃 鹿 島 功 西伯郡中山町塩津九七
- 〃 木 下 正 明 西伯郡中山町松河原一四三一―三

監事 武良美忠 西伯郡中山町下市八四〇一七

〃 藤田峯子 西伯郡中山町殿河内七五四一六三

平成六年三月三十一日退任 平成六年五月五日まで役員職務執行

就任した役員の氏名及び住所

理事 長田潤之助 西伯郡中山町下市八四四

〃 安藤洋二郎 西伯郡中山町松河原一四三五一一八

〃 西古英夫 西伯郡中山町下市八五一四一

〃 岡山稔 西伯郡中山町下市八九四一〇一

〃 岡村敬子 西伯郡中山町下市八四二一三五

監事 古家光男 西伯郡中山町下市八四二一三五

〃 橋井剛彦 西伯郡中山町殿河内七六五一〇

平成六年五月六日就任 任期二年

鳥取県告示第六百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字唐戸一五五七・一五六一・一五六三（以上三筆について

次の図に示す部分に限る。）字方祖原一五八七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字榎木谷平二五八六の三から二五八六の五まで、二五八七の二から二五八七の五まで（以上七筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>一 解除予定に係る保安林の所在場所 日野郡日南町神福字塩瀧山二〇六九の八八（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 解除の理由 農道用地とするため</p> <p>〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>公 出</p>	<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成 6 年 8 月 23 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県収用委員会 会長 田 中 肇 篤</p> <p>1 期 日 平成 6 年 8 月 29 日（月）午後 1 時</p> <p>2 場 所 米子市精町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第 4 会議室</p> <p>3 件 名 主要地方道米子境港線改築工事（鳥取県米子市大崎地内から同市大篠津町地内まで）に係る裁決申請事件</p>

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】